



近畿税理士会 泉大津支部だより

発行 平成 27 年 1 月 25 日

27 年新春号

No. 33

発行 / 近畿税理士会泉大津支部 支部長 原 正人
事務局 泉大津市二田町 1 丁目 11-15 オークハイツⅢ301 号
編集委員 / 阪東 寛・真奥 隆・田中 俊英・山口 秀美・大西 博己

『厳島神社…広島県』

写真：森永 正樹



『エッフェル塔…フランス』

写真：田中 俊英



【27 年新春号 主な内容】

- | | | | |
|-----|---|------|--------------------|
| 1 面 | 表紙写真『厳島神社』『エッフェル塔』 | 8 面 | 寄稿「支部ゴルフコンペ」、会員の異動 |
| 2 面 | 石谷副支部長のあいさつ | 9～ | |
| 3 面 | 寄稿「支部研修旅行に初参加しました」 | 11 面 | 泉大津税務署からのお知らせ |
| 4 面 | 歴代支部長に突撃!! | 12 面 | 最新研修ビデオの紹介、 |
| 6 面 | 第 32 回誌上研修 | | 原稿・写真募集、編集後記 |
| | 「被相続人の事業所得の金額の計算上、
未払退職金を必要経費に算入すること
の可否について」 | | |



新年のご挨拶

副支部長 石谷 秀志

謹んで新春のご挨拶を申し上げます。平素は近畿税理士会泉大津支部の会務運営に対して格別のご支援とご協力を賜りまして厚く御礼申し上げます。

さて、納税環境整備の一環として、更なる申告納税制度の円滑かつ適正な運営に資するよう、13年ぶりに税理士法改正が昨年3月20日に可決成立しました。改正12項目は租税教育への取組推進や公認会計士に係る資格付与の見直し等いずれも税理士の信頼と納税者利便の向上を図ることを目的とした重要な項目であります。私としましては、税務に関する専門家として、国だけでなく国民（納税者）だけでもない、双方の為に設計された税理士制度の中での税理士のありかたを改めて考えさせられました。

泉大津支部としましては確定申告相談会、税務相談センター、NPO法人相談会、租税教室講師派遣、指定管理者選定委員推薦など社会公共的活動を行うことにより税理士の独占業務を維持確保しております。これも支部会員皆様のご理解がなくてはできないことでもありますので何卒ご協力の程どうぞよろしくお願い申し上げます。

今年は統一地方選挙、消費税率引上げ、自動車取得税廃止、マイナンバー制度へ向けた準備、淡路花博、終戦70年式典、と色々と予定されているようです。ちなみに今年の干支は乙未（きのと・ひつじ）でして、60年前の乙未（昭和30年）は、政治は55年体制成立の年であり、経済は冷蔵庫、洗濯機、テレビ（三種の神器）が大いに売れ高度経済成長が始まった年と言われています。個人的には「乙な感じで未来に向かっていける年」になればと期待しております。



結びにあたり、今年一年の会員皆様のご健康とご多幸、ご事業のご繁栄を祈念いたしまして新年のご挨拶とさせていただきます。

大阪・奈良税理士協同組合

保険・福祉共済制度・あっせん事業の利用に一層のご協力を!

●保険

〈全国税理士共栄会〉
VIP大型総合保障制度
全税共年金
〈近畿税理士企業共済会〉
総合事業保障プラン
〈その他〉
ゴルフアース保険、自動車保険
火災保険

●積立年金

阪奈積立年金

●共済制度

小規模企業共済制度
中小企業倒産防止共済制度
中小企業退職金共済制度

●不動産

不動産情報（売買、仲介）
戸建住宅、マンション、リフォーム

●あっせん事業

税理士業務関連／事務用品関連
税理士マーク入りクレジットカード／人材派遣
ゴルフ関連／カーライフ関連／レクリエーション関連
生活関連／PETガン検診 等

組合HP会員様へのサービス特典

- ①研修会のWeb申し込み
 - ②組合員価格で書籍等のご購入可能
（清文社・大蔵財務協会）
 - ③研修会ビデオライブラリーの開覧...etc
- 詳細はHPをご覧ください▶<http://www.jhanna-zelkyo.jp>
※組合員専用ページへの登録が必要です。

〒540-0012 大阪市中央区谷町1-5-4 近畿税理士会館11F TEL(06)6941-6888 / FAX(06)6947-2800



支部研修旅行に初参加しました

武澤 裕子

泉大津支部の研修旅行に初めて参加させて頂きました。広島へは生まれて初めての訪問です。原爆資料館は、とても印象に残る場所でした。証言のビデオに時間を忘れて聞き入り、見るにはとても辛いものがありましたが、展示物も丁寧に見ました。色々な国の人が来ていて、一度は来ないといけない場所、一人でも多くの人に訪れて欲しいと感じました。次に印象に残るのは、戦艦大和ミュージアム。3300人の乗組員の写真の前で足が止まり、ほとんどの兵隊さんが戦死したそうで、みんなうちの息子と同じ年頃、ダブって涙がでました。その後は音戸大橋から見た瀬戸内海の穏やかな風景に心が癒されました。



この他には、乗り心地抜群の新幹線サクラ、大きなお肉がのった海軍カレーと絶品地ビール、お好み焼き村の大きな広島焼き、宮島から見たオレンジ色の夕日、説明上手なボランティアガイドさんの厳島神社、



宴席での牡蠣をたくさん使ったお料理、朝4時に起きて入った木々に囲まれた素敵な露天風呂、などなど、美味しく楽しい思い出もたくさんできました。道中、先生方が何かと気にかけて下さり、おかげさまで本当に楽しく過ごすことが出来ました。沢山の先生方とお近づきになれたことをとても幸せに思っています。来年もぜひ参加したいと思います。ありがとうございました。



歴代支部長に突撃!!

畑中榮造先生、久保慶明先生、幸野陸紀先生、森永牧雄先生、榎本善夫先生に引き続き、第6回は、林武史先生の事務所にお邪魔して、突撃取材を行いました。林先生は、平成13年から平成18年までの初の3期6年間、支部長を務められました。

当時の支部の状況

	会員数	執行部
平成13年	100人	林武史先生、露口六彦先生、延時隆先生、南四郎先生 川上忠廣先生、上吹越弘先生
平成14年	104人	
平成15年	107人	林武史先生、露口六彦先生、延時隆先生、南四郎先生 川上忠廣先生、原正人先生
平成16年	110人・法人1社	
平成17年	106人・法人1社	林武史先生、延時隆先生、川上忠廣先生、原正人先生 萬野俊史先生、阪東寛先生
平成18年	110人・法人1社	

Q. 当時、印象に残った出来事やご苦労されたことは？

A. 納税協会や商工会議所、また市役所などの関係諸団体へ積極的に向いて、支部との様々な連携の話し合いを行ったり、国民生活金融公庫（現在の日本政策金融公庫）とのつながりを深める有志による意見交換会も試験的に始めたりしましたね。

阪東先生曰く：この頃の活動が、現在の、税理士による協議派遣、泉大津市・和泉市の市民無料相談、和泉市の個別監査制度、指定管理者制度の管理者選定への参加、一般会員と日本政策金融公庫との意見交換会などの形で実っています。



山口先生曰く：今では、定期的にとっても和やかな意見交換会が行われているので、そんな時代もあったのかと不思議に思うぐらいです。きっと、これもその頃のご尽力のおかげですね。

Q. 税務署とのエピソードはいかがでしたか？

A. 国家公務員倫理法施行の影響か、少しぎごちなくなかったこともあるけど、交流の中身をオープンにすれば、情報交換という意味で親睦を深めることはむしろよいことだと考えて、いろいろな提案を出しましたね。

Q. H16 年といえば電子申告（e - Tax）元年ですが、推進にはご苦労されたのでは？

A. 当初モデルケースで名古屋会が e - Tax の一番乗りをしたので、こちらでは、第四支部連の 8 支部全体で一斉に e - Tax を推進しよう！と自分の構想をぶち上げたものの、誰にとってもまったく初めてのこと、各支部の支部長でさえ、当初はとまどいがあったようで…。でも、国が総力を挙げて推進すると宣言している e - Tax なら、必ずそれが当たり前の時代になるとの確信もあり、各方面の人脈を駆使して、少しでも早く、皆が動かざるを得ない状況（？）を作るのに、知恵を絞りました。その甲斐あって、周囲は皆 e - Tax に変わっていったのに、僕の確定申告書だけしばらく紙で出していたら、「林先生の方は…？」と泉大津税務署から鋭い突っ込みが来たなあ（笑）ま、今は、もちろん e - Tax やで！

Q. 現在の支部への要望は？

A. 健康に留意して、頑張ってください！



Q. 支部旅行などは？

A. 私の支部長時代の支部旅行は、私自身が飛行機嫌い(!?)のため、バス旅行が多かったなあ。

感想…林先生のお話からは、周りを大きく巻き込みながら活動を広げていかれるリーダーとしての迫力を感じました。で、時折「オフレコやけどな～」とよもやま話にも花を咲かせ、ワハハと破顔一笑される…。そんな硬軟織り交ぜた林先生のお人柄で、明るく支部運営をされていたのだろうな、と思いました。

林先生、取材に貴重なお時間をいただき、本当にありがとうございました。



第 32 回 誌上研修

被相続人の事業所得の金額の計算上、未払退職金を必要経費に算入することの可否について

研修委員 杉本 あすか

被相続人の死亡により、未払退職金の支払債務が発生、確定したか否か、税理士業務について、被相続人の死亡により、所得税法第 63 条に規定する事業の「廃止」があったといえるか否かが争われた事例について検討したいと思う。

本件は、税理士である請求人が原処分庁の行った更正処分等を不服として、同処分等の全部取消を求めた事案である。(平成 25 年 7 月 5 日裁決)

1. 事案の概要

本件は、税理士業を営んでいた被相続人 G (平成 21 年 4 月死亡) に係る平成 21 年分の所得税について、原処分庁が、被相続人 G の共同相続人である審査請求人 E、同 H 及び同 J が事業所得の金額の計算上必要経費に算入した未払の退職金はその支払債務が発生、確定しておらず、また、事業税等は本件被相続人の死亡後に納付すべきことが具体的に確定しているから、いずれも事業所得の金額の計算上必要経費に算入することはできないとして更正処分等を行ったのに対し、請求人らが、本件被相続人の死亡によって、その従業者は退職するとともに、本件被相続人の税理士業は廃業となり所得税法第 63 条の規定を適用できるから、当該未払退職金及び事業税等はいずれも事業所得の金額の計算上必要経費に算入することができるとして、同処分等の全部の取消しを求めた。

2. 争点

- ① 被相続人の死亡により、未払退職金の支払債務が発生、確定したか否か。
- ② 税理士業務について、被相続人 G の死亡により、所得税法第 63 条に規定する事業の「廃止」があったといえるか否か。

3. 検討

原処分庁は、「相続人は、相続により被相続人の事業経営者としての地位も承継するのであるから、被相続人の明白な意思により、又は、事業を継続し得ない相当の事情により、相続人が直ちに事業継続の意思を放棄し、相当の期間内に事業の廃止に伴う業務を行った場合に事業の廃止があったといえるのであり、本件については、相続人である税理士 E が事業を承継しており、事業の廃止があったとはいえない。」としている。

しかし、審判所は、「本件税理士業務の基となる関与先との間の委任契約は、本件被相続人の専門知識、経験、技能等及びこれらに対する関与先との個人的な信頼関係を基礎とするものであるから、被相続人 G の死亡により、E に承継されることなく終了しており、また、E は、同人の税理士業務について、本件被相続人の関与先と



委任契約を新たに締結したことが認められる。・・・中略・・・本件税理士業務については、本件被相続人の死亡により、所得税法第 63 条に規定する事業の廃止があったと認めるのが相当である。」としている。

民法第 896 条では、「相続人は、相続開始の時から、被相続人の財産に属した一切の権利義務を承継する。ただし、被相続人の一身に専属したものは、この限りでない。」と規定している。



国税庁においては、「税務および経理に関する業務」の譲渡に伴う所得の種類判定について見解を示している（昭 42.7.27 直審（所）47）が、この見解については、税理士業務の一身専属性の観点から示しているものである。

国税庁の見解では、税理士業務について、一身専属性を認めているのであるが、本件について、原処分庁は、税理士業の事業の承継を主張している。

しかし、そもそも、税理士業は一身専属の資格を持った者のみが行える事業であり、関与先とは、委任契約により成り立っている。民法第 653 条第 1 号により、被相続人の死亡により、その委任契約は終了するのであり、新たに関与先が相続人と委任契約を締結しない限り、当然に関与先を引き継ぐものではない。従って、本判決は妥当である。

退職金について本判決では、「使用者の従業員に対する退職金の支払債務は、雇用契約の終了、すなわち退職の事実が生じたことにより当然に発生するというものではなく、就業規則、退職金規程等で退職金を支給すること及びその支給基準があらかじめ定められているか、少なくとも明確な条件に従って退職金が反復、継続的に支払われることによって労使慣行が成立したといえる場合に発生するものと解される。」とし、本件については、就業規則または退職金規程は存在せず、また、退職金を反復、継続して支払っていたとはいえないとして、未払退職金の損金算入は認めていない。しかし、事業の廃止があったと認めているのであるから、就業規則、退職金規程等を定め、それに従い、反復、継続して支払っていれば、未払退職金の経費算入も認められたであろう。

では、事業の承継の場合には、事業の廃止と認められず、未払退職金の経費算入は出来ないのだろうか。

確かに、退職という事実がなく、支払債務が発生しているとはいえないが、所得税法第 54 条では、退職給与引当金の必要経費への算入が認められており、所得税法施行令第 157 条第 2 項により、事業の承継人がその退職給与引当金を引き継ぐ。

退職給与が支給されるのは、使用人の退職時であるが、退職給与は、給与の一部の一括後払であり、また、その金額は使用人の在職年数の増加に応じて累増するため、費用収益対応の観点からその見越計上を認めたのが、退職給与引当金である。（金子宏 租税法 第 19 版 365 頁、366 頁）

事業の承継は、納税主体が被相続人から相続人へと異なるのであるから、費用収益対応の観点から、就業規則や退職金規程等があり、それに基づいて継続、反復して退職金が支払われている場合においては、未払退職金の必要経費算入の検討の余地は残るのではないであろうか。





支部ゴルフコンペ

中島 浩

昨年12月9日、関西空港ゴルフ倶楽部において5組18名の参加で、支部ゴルフが行われました。一週間前に強烈な寒波が訪れ寒い日が続いていましたが、幸運にも当日はそれほど寒くはなく、冬のゴルフとしては快適に行われたと思います。

今回は2組目で幸野先生、杉本先生と日本生命の鷺北さんの3人と一緒に回らせていただきました。プレー中もコースメイキングやマナーなどいろいろ教えていただきながら、楽しくプレーすることができました。

(途中、杉本先生が体調不良のため棄権される、というハプニングがありましたが・・・) スコア自体は決して良いものではありませんでしたが、ハンディに恵まれたおかげで好成績を残すことができました。次回もいい成績を残せるよう、頑張りたいと思います。

最後になりましたが、幹事を務めていただいた松本先生、中塚先生に改めて感謝申し上げます。次回は確定申告明けの4月になりますので、多数の先生方の参加をお願い致します。



会員の異動

平成27年1月15日現在・・・会員数 111名 (内税理士法人 2)

◇ 入 会 ◇

平成26年10月15日 ときざね ゆうこ
時 實 祐子 先生
(南支部より)

登録番号：126378

生年月日：昭和56年12月14日

事 務 所：高石市加茂1-17-6

T E L：090-3727-2120

平成27年 1月 7日 まつだ まさみ
松田 正巳 先生
(堺支部より)

登録番号：112035

生年月日：昭和32年4月14日

事 務 所：和泉市のぞみ野1-16-17

TEL/FAX：0725-56-8975

◇ ご逝去 ◇

～ 謹んでお悔やみ申し上げます ～

平成26年11月28日 山中 慶四郎 先生

◇ 業務廃止 ◇

平成26年12月4日 上野 精一 先生

◇ 転 出 ◇

平成26年12月8日 本多 義孝 先生
(天王寺支部へ)

相続税及び贈与税の税制改正のあらまし

平成 27 年 1 月 1 日 施行

平成 25 年度税制改正により、相続税法及び租税特別措置法の一部が改正されました。

平成 27 年 1 月 1 日以後に相続若しくは遺贈又は贈与により取得する財産に係る相続税又は贈与税について適用される主な改正の内容は、次のとおりです。

相続税及び贈与税の主な改正事項

相 続 税

改正 1 遺産に係る基礎控除

遺産に係る基礎控除額が引き下げられます。

改正 2 相続税の税率構造

最高税率の引上げなど税率構造が変わります。

改正 3 税額控除

未成年者控除や障害者控除の控除額が引き上げられます。

改正 4 小規模宅地等の特例

特例の適用対象となる宅地等の面積等が変わります。

贈 与 税

改正 1 相続時精算課税

適用対象者の範囲の拡大など相続時精算課税の適用要件が変わります。

改正 2 贈与税（暦年課税）の税率構造

最高税率の引上げや税率の緩和など税率構造が変わります。

相 続 税 贈 与 税

改 正 事業承継税制

適用要件の緩和や手続の簡素化など制度の適用要件等が変わります。

- このあらましには、平成 25 年 3 月 30 日に公布された「所得税法等の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 5 号）」等による改正のうち、相続税及び贈与税に関する主なものについて、その概要を記載しています。
- 改正の内容等についてお分かりにならない点がございましたら、税務署にお尋ねください。
- 国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】では、税に関する様々な情報を提供しておりますので、是非ご利用ください。
- ※ 税務署での面接による個別相談（関係書類等により具体的な事実関係を確認させていただく必要がある相談等）を希望される方は、待ち時間なく相談に対応できるよう、あらかじめ税務署へ電話により面接日時を予約（事前予約制）していただくこととしておりますので、ご協力をお願いします。



税務代理権限証書（法第30条）の様式改訂について

平成26年度税制改正において国税通則法及び税理士法（以下「国税通則法等」といいます。）の一部が改正され、税務代理権限証書に、納税者への事前通知は税務代理人に対して行われることについて同意する旨（以下「事前通知に関する同意」といいます。）の記載がある場合には、当該納税者への事前通知は当該税務代理人に対して行えば足りることとされました（平成26年7月1日以後に行う事前通知から適用）。

また、国税通則法等と併せて税理士法施行規則が改正され、税務代理権限証書の様式が改訂されました。改訂後の税務代理権限証書には、「過年分に関する税務代理」欄及び「調査の通知に関する同意」欄が設けられています。

（参考）

税務代理権限証書の提出日	使用する様式
平成26年7月1日以後	改訂後の税務代理権限証書（当分の間改訂前の様式も使用可）
平成26年6月30日以前	改訂前の税務代理権限証書

○ 改正後の留意事項

今後、税務代理権限証書を作成する際には、①納税者にこの制度を説明した上で、「事前通知に関する同意」の有無を確認するとともに、②「事前通知に関する同意」が示された場合には、税務代理権限証書にその旨を記載してください。

また、納税者への事前通知が税務代理人に対して行われた場合には、通知された事項を納税者に確実に伝えてください。

○ 税務代理権限証書（改訂後イメージ）

税務代理権限証書 ※整理番号	
受 付 印 年 月 日 股 氏名又は名称	
上記の税理士を代理人と定め、下記の事項について、税理士法第2条第1項第1号に規定する税務代理を委任します。	
過年分に関する税務代理	下記の税目に関して調査が行われる場合には、下記の年分等より前の年分等（以下「過年分」といいます。）についても税務代理を委任します（過年分の税務代理権限証書において上記の代理人に委任している事項を除きます）。【委任する場合は□にレ印を記載してください。】 年 月 日 ☐
調査の通知に関する同意	上記の代理人に税務代理を委任した事項（過年分の税務代理権限証書において委任した事項を含みます。）に関して調査が行われる場合には、私（当法人）への調査の通知は、当該代理人に対して行われることに同意します。【同意する場合は□にレ印を記載してください。】 ☐
1 税務代理の対象に関する事項	
税 目 （該当する税目にレ印を記載してください）	年 分 等
所得税（復興特別所得税を含む） ※申告に係るもの	平成 年 分
法人税 復興特別法人税 地方税法に含む	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日
消費税及び 地方消費税（譲渡税）	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日
所得税（復興特別所得税を含む） ※源泉徴収に係るもの	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日 （法定納期限到来分）

「過年分に関する税務代理」欄に☑を付すことで、税務代理を委任されていなかった過去の年分等についても調査が行われる場合の税務代理を委任することができます。

納税者から「事前通知に関する同意」が示された場合には、「調査の通知に関する同意」欄に☑を付して下さい。

納税者から「事前通知に関する同意」が示された税目については、全て☑を付し、年分等についても記載して下さい。

会員の母校における租税教室への協力方お願い

泉北地区租税教育推進協議会では、租税教育事業の一つとして、会員の母校における租税教室の実施に向け、対象となる学校を募集しています。

ご応募いただいた会員の母校が所在する支部地域の泉北地区租税教育推進協議会から各学校へ租税教室実施の打診を行い、同校から泉北地区租税教育推進協議会に対して租税教室の開催依頼を受け、日程調整等が行われます。

業務ご多端のところ、誠に恐縮ですが、会員の母校における租税教室の実現において、ご協力くださいますようお願い申し上げます。
お問合せは、支部事務局まで… TEL0725-33-7400



読売テレビ
川田裕美アナウンサー
国税庁HPの
「確定申告書等作成
コーナー」をPR



最新研修ビデオの紹介

<マルチメディア研修（日税連）>

「平成 26 年度税制改正について」

「相続税の改正内容の確認と生前贈与・相続対策について」

<プロフェッショナルセミナー>

「相続税・贈与税をめぐる紛争と法的処理」

「誤りがちな所得税実務～実務上困った場合の

税務上の判断は？」

<法学ゼミナール>

「顧問先の海外進出と課税－輸出から直接投資へ」

<全国統一研修会>

「和解をめぐる法務と税務の接点」

「欠損金活用の見直しと実務上の留意点」

「最近における国際課税の動向」



<近畿税理士会主催>

「社会保障・税番号制度（入門編）」

「社会保障・税番号制度／国税不服審査制度」

「税理士が実際に悩んだ相続問題の法務と税務」

「これだけは知っておきたい借地権の税務」

「平成 26 年度税制改正対応

－勘定科目別法人税完全チェック」

<大阪・奈良税理士協同組合主催>

平成 26 年度第 1 回研修会「土地評価の事例検討」

平成 26 年度第 2 回研修会「税理士のための百箇条」



原稿・写真募集！

この支部だよりは、支部ホームページでもご覧になれます。

アドレス <http://www2.kinzei.or.jp/~izumi/>

広報委員会では常時原稿・写真を募集しております。

寄稿はお気軽に、趣味・エッセイ・業務に関すること・日頃の疑問等、テーマはご自由ですので、是非ともご寄稿をお願いいたします。

写真もテーマはご自由に撮影場所等記載のうえお送りください。

なお、お送りいただいた原稿・写真は、紙面に限りがあり、掲載できない場合もありますので、その際はご了承ください。

お問い合わせは、泉大津支部事務局まで

TEL0725-33-7400 FAX0725-33-7405

e-mail izumiootusibu@theia.ocn.ne.jp

編集後記

会員の皆様、新春のお慶びを申し上げます。

私事ですが、10 年前「ヨンさま」にはまった私は、

去年は「ふなっしー」にはまりました。

共通点はどちらも、元気を与えてくれる温かい人柄（梨柄）にあると私は思っているのですが…。

年明け早々続く数か月は、必然的に仕事にはまる（こちらは元気を吸い取られる方かも…）ことになりますが、皆さま、ご健康に留意され、繁忙期をお元気に乗り切られますよう

にお祈りしております。

(H.Y)

